

国士館大学における研究インテグリティの確保に関する規程

制定 令和7年11月26日

(目的)

第1条 この規程は、国士館大学（以下「本学」という。）における研究の健全性・公正性（以下「研究インテグリティ」という。）を確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において研究者とは、本学において研究活動を行う全ての者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における研究インテグリティの確保のための体制を整備するものとする。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について開示を行うものとする。

(誓約書の提出)

第5条 研究者は、必要な情報の適切な報告・申告を行うことを遵守するものとし、学長に誓約書を提出しなければならない。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第6条 本学に、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、学長が指名する副学

長をもって充てる。

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第7条 本学に、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る研修・啓発活動に関する事項
- (5) その他本学の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

3 委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 統括責任者
- (2) 常任理事（教学担当）
- (3) 学長が指名する者 若干名

4 前項第3号に掲げる委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営等)

第8条 委員会に委員長を置き、統括責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、学術研究支援課が行う。

(相談窓口)

第10条 本学に、研究インテグリティの確保に関する相談又は報告を受け付けるための相談窓口を設ける。

- 2 前項に規定する相談窓口は、学術研究支援課に置くものとする。
- 3 相談窓口の職員が相談又は報告を受け付けた場合は、統括責任者に報告するものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 11 月 26 日から施行する。

別紙

誓約書

国士館大学長 殿

私は、国士館大学の研究者として、「国士館大学における研究インテグリティの確保に関する規程」に基づき、研究活動の透明性の確保について、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 外国の機関・大学等との共同研究や交流等に伴う、利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク、技術流出・情報流出につながるリスク、信頼の低下リスク等に留意するとともに、リスクが懸念される場合には大学に相談・報告します。
- 2 研究活動の透明性の確保に係る情報について、大学の規程等に基づき、適切に報告します。
- 3 競争的研究費事業への応募に当たって、国内外の補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、全ての研究費の応募・受入状況に関する情報、全ての所属機関・役職に関する情報など、求められる情報を適切に申告します。

年 月 日

所 属 _____

氏 名 _____